

【蜜蜂飼育者の皆様へ】

配置調整へのご協力をお願いします。

限られた蜜源植物を、蜂群同士が争うことなく最大限利用するためには、地域の蜜源植物の植栽状況に応じた蜂群の配置調整が必要です。



ポイント

- ★ 蜜蜂を飼育する方は、毎年1月末までに、飼育届を住所地の都道府県に提出する必要があります。
- ★ 飼育届は、提出をもって飼育を許可するものではなく、提出後に蜂群の配置調整が必要となる可能性があります。
- ★ 計画を超える蜂群数の増加、無届の飼育場所の変更や不適切な管理による病気の発生は、地域の適正な蜂群配置等に悪い影響を与えます。

お願い



飼育届の徹底と都道府県による蜂群配置の適正化へのご理解・ご協力をお願いします。

蜜蜂飼育者間のトラブルの回避や、限られた蜜源の有効活用、疾病まん延の防止等に寄与します。

○お問い合わせ先
沖縄県農林水産部畜産課
TEL : 098-866-2269(直通)
FAX: 098-866-8411(直通)
メールアドレス: aa043001@pref.okinawa.lg.jp

